提言資料一覧

資料番号	資料名	ページ
1	司法試験合格者数と新法曹増加数	1
2	法曹人口に関するデータ（過去10年）	2
3	併行実施期間中（平成２０年以降）の新旧司法試験合格者数について （平成19年6月22日 司法試験委員会）	3
4	司法研修所二回試験不合格者数の推移	7
5	地家裁支部の配置の見直し 簡易裁判所の配置の見直し	8
6	司法関連予算	10
7	民事法律扶助事業費と国庫補助金と立替支出の推移	12
8	民事法律扶助予算（公的支出額）の国際比較	13
9	法テラス・コールセンターにおける問い合わせ件数	14
10	弁護士保険の運用状況について	15
11	国選弁護人報酬基準額の変遷	16

司法試験合格者数と新法曹増加数

2008年3月31日

	2004年	2005年		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
	平成16年	平成17年		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
司法試験合格者数			新	60期 1,009			63期 2500～2,900	64期 2900～3,000	65期 3,000	66期 3,000	
	59期 1,483	60期 1,464	旧			63期 200	64期 100	65期 100以下			
			予備						予備試験①	予備試験②	予備試験③
			予備							予備試験①合格者で司法試験に合格した者	予備試験②合格者で司法試験に合格した者
新法曹増加数（卒業生）				59期	60期			63期	64期	65期	66期
			新		1,009			2500～2,900	2900～3,000	3,000	3,000
			旧	1,483	1,464			200	100	100以下	α（予備試験）
			計	1,483	2,473	2,400	2,348～2,748	2,700～3,100	3,000～3,100	3,100以下	3,000＋α

※日本弁護士連合会作成

（注）司法試験合格者数については、2007年までは実数。2008年から2010年までは、以下の司法試験委員会取りまとめを参照。2011年以降は予想。

【併行実施期間中（平成20年以降）の新旧司法試験合格者数について　平成19年6月22日】より

○司法試験委員会取りまとめ

1　新司法試験

新司法試験の合格者の概数については、各法科大学院が、今後、入学者の適正の的確な評価、法科大学院における教育並びに厳格な成績評価及び修了認定の在り方を更に充実させていくことを前提として、平成20年は2,100人ないし2,500人程度を、同21年は2,500人ないし2,900人程度を、同22年は2,900人ないし3,000人程度を、それぞれ一応の目安とするのが適当と考える。

2　旧司法試験

旧司法試験の合格者の概数については、同20年は200人程度を、同21年は100人程度を、同22年はその前年よりも更に減少させることを、それぞれ一応の目安とするのが適当と考える。

（資料1）

■法曹人口に関するデータ(過去10年)

年	司法試験合格者			修習終了者数		法曹三者の総人口			
						総　数	裁判官	検察官	弁護士
1998年(H10)	812			50期	726	20,240	2,113	1,274	16,853
1999年(H11)	1,000			51期	729	20,730	2,143	1,304	17,283
2000年(H12)	994			52期	742	20,688	2,213	1,345	17,130
				53期	788				
2001年(H13)	990			54期	975	21,864	2,243	1,375	18,246
2002年(H14)	1,183			55期	988	22,553	2,288	1,414	18,851
2003年(H15)	1,170			56期	1,005	23,309	2,333	1,453	19,523
2004年(H16)	1,483			57期	1,178	24,130	2,385	1,505	20,240
2005年(H17)	1,464			58期	1,158	25,213	2,460	1,548	21,205
2006年(H18)	新	旧	計	59期	1,497	26,182	2,535	1,591	22,056
	1,009	549	1,558						
2007年(H19)	1,851	248	2,099	現60期	1,397	27,398	2,610	1,634	23,154
				新60期	979				
2008年(H20)	—	—	—	現61期	—	—	—	—	25,062
				新61期	—				

【注】1. 修習終了者数は、修習終了直後の数による。
2. 法曹三者の総人口における各数値は以下のとおりである。
・裁判官数は、各年度の定員数で、簡裁判事を除く。
・検察官数は、各年度の定員数で、副検事を除く。
・弁護士数は、各年の4月1日現在のものである。

(資料2)

（資料３）

併行実施期間中（平成２０年以降）の新旧司法試験合格者数について

平成１９年6月２２日
司 法 試 験 委 員 会

１　経緯

当委員会は，平成１７年２月２８日，新旧司法試験併行実施期間中の新旧司法試験合格者について一応の目安となる概括的な数字（以下「概数」という。）を示した。その際は，法科大学院がまだ開設されて１年も経たない段階にあり，認証評価機関による評価も実施されておらず，法科大学院の教育成果を確認できる十分な客観的資料を得るまでに至っていなかったことから，新司法試験については，同１８年及び同１９年について合格者の概数を示すにとどめ，他方，旧司法試験については，旧司法試験の併行実施が新制度への切替えに至る移行措置として位置付けられていることから，新旧司法試験併行実施期間全般にわたる一応の方向性を示すとともに，同１８年及び同１９年について合格者の概数を示したものである。

当委員会は，その後も，関係各方面からのヒヤリングを実施するとともに，当委員会に寄せられた各方面の意見等を参考にして，新旧司法試験併行実施期間中の司法試験の合格者の概数について検討を継続してきた。その間，同１８年には，法学既修者が，法科大学院の課程を修了し，新司法試験を受験し，司法修習生となり，同１９年には，法学既修者のほか，いわゆる未修者コースの者も法科大学院の課程を修了し，新司法試験を受験した。さらに，一部の法科大学院については，第三者機関による認証評価が行われ，その結果が公表されている。このように，法科大学院の教育成果について，ある程度の客観的な資料が得られ始めているため，当委員会は，同２０年以降の新旧司法試験併行実施期間中の新旧司法試験合格者について検討し，その概数を示すこととする。

なお，平成１７年に示した司法試験の合格者の概数と同様に，資格試験である司法試験の合否は，受験者が法曹となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有しているかどうかに基づいて判定されるのであるから，ここで示す合格者の概数は，実際の試験結果に基づき当然変動し得る性質のものである。

2　合格者数を考える上での考慮事項

(1) 全般的事項

司法制度改革審議会意見及びこれを受けて閣議決定された司法制度改革推進計画においては，司法試験の合格者数については，平成２２年ころには，法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら，３，０００人程度とすることを目指すとされている。

(2) 新司法試験関係

当委員会は，平成１７年に司法試験の合格者の概数を示した際，同２０年以降の新司法試験の合格者数については，今後の法科大学院における教育の実績，司法試験の受験者の動向等を見定めながら，更に検討することが適切であるとした。

そこで，当委員会においては，法科大学院における教育の実績に関して，ヒヤリングを行うなどして検討してきたところであるが，法科大学院の課程を修了した者については，基本的知識が不十分であり，実体法を事案に当てはめて法的に思考する能力が不足しているとの指摘もあり，充実した教育や厳格な成績評価及び修了認定が行われていない法科大学院があることがうかがわれるが，他方，法的思考力を養成する充実した授業が行われ，ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）が推進され，厳格な成績評価及び修了認定がされていると考えられる法科大学院もある。

また，新司法試験の受験者の動向についてであるが，新司法試験の受験予定者のうち受験をしなかった欠席者の動向等が不明で，同２０年以降の新司法試験受験者数の動向の予想をすることは困難である。しかし，同１７年度及び同１８年度の法科大学院入学者中の修了者の割合，同１８年及び同１９年の法科大学院修了者中の司法試験受験者の割合，新司法試験の受験資格は法科大学院修了後５年間の受験期間に限られていること等に照らすと，新旧司法試験併行実施期間の終了する平成２２年ころまでは受験者数が年々増加していくのではないかと思われる。

そして，制度の移行期において，各年の受験者間の合格率にある程度の高低が生じるのはやむを得ないが，一般論としては，試験制度としての公平性・安定性は重要な要素であり，各年の受験者間の合格率の公平にはある程度留意する必要がある。

(3) 旧司法試験関係

旧司法試験は，新制度導入に伴う移行措置として実施されるものであり，新制度導入前に旧司法試験を受験していた受験生に不当な不利益を与えないように，新司法試験と併行実施されることとされたものである。

そして，平成１７年に司法試験の合格者の概数を示した際にも，旧司法試験合格者数については，旧司法試験が新制度導入に伴う移行措置として実施されることを考慮すれば，同２０年以降の合格者数は，同１９年の合格者数から更に減少させたとしても，受験者に不当な不利益を与えるものではないとしたところである。

旧司法試験の受験者数については，同１７年から同１９年にかけて，毎年，相当程度減少している。

3　平成２０年ないし同２２年における合格者の概数

(1) 新司法試験

新司法試験の合格者の概数については，いまだ不確定要素が多いことからある程度幅のある数字とならざるを得ないが，平成１７年に合格者の概数を示した際，同１８年については９００人ないし１，１００人程度，同１９年はその２倍程度の人数を一応の目安とするとしたことを踏まえ，上記２で述べた考慮事項を勘案し，各法科大学院が，今後，入学者の適性の適確な評価，法科大学院における教育並びに厳格な成績評価及び修了認定の在り方を更に充実させていくことを前提として，同２０年は２，１００人ないし２，５００人程度を，同２１年は２，５００人ないし２，９００人程度を，それぞれ一応の目安とし，同２２年については，司法制度改革審議会意見及び司法制度改革推進計画の趣旨を尊重し，２，９００人ないし３，０００人程度を一応の目安とするのが適当と考える。

(2) 旧司法試験

旧司法試験の合格者の概数については，平成１７年に合格者の概数を示した際，同１８年は５００人ないし６００人程度，同１９年は３００人程度を一応の目安とするとしたことを踏まえ，上記２で述べた考慮事項を勘案し，同２０年は２００人程度を，同２１年は１００人程度を，同２２年はその前年よりも更に減少させることを，それぞれ一応の目安とするのが適当と考える。

4　法科大学院に期待するもの

当委員会は，各法科大学院が，これまで，プロセスによる法曹養成制度の中核として，それぞれの創意をもって，教育の充実に努めてきたものと承知している。当委員会としては，今後も，各法科大学院が，文部科学大臣による設置計画履行状況調査及び第三者機関による認証評価等を踏まえ，自校修了者の新司法試験の結果及び司法研修所における司法修習生考試の結果等も考慮して，入学者の適性の適確な評価，法科大学院における教育並びに厳格な成績評価及び修了認定の在り方を更に充実させるなどし，法科大学院の課程を修了する者の資質を更に向上させ，２１世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすことのできる優れた資質と能力を備えた法曹を育成する責務を果たしていくことを期待する。

司法研修所二回試験不合格者数の推移

（資料４）

考試実施年度	採用年度	期	応試者数	合格者数	不合格者数（平成18年度までは本考試に合格できなかった者の数）	
平成9年度	平成7年度	49期	720	717	3	
平成10年度	平成8年度	50期	727	722	5	
平成11年度	平成9年度	51期	729	729	0	
平成12年度	平成10年度	52期	743	740	3	
	平成11年度	53期	789	770	19	
平成13年度	平成12年度	54期	979	963	16	
平成14年度	平成13年度	55期	990	979	11	
平成15年度	平成14年度	56期	1006	995	11	
平成16年度	平成15年度	57期	1183	1137	46	
平成17年度	平成16年度	58期	1189	1158	31	
平成18年度	平成17年度	59期	1493	1386	107	
平成19年度	平成18年度	旧60期	1453	1393	60	71
	再受験組（上記以外）		15	4	11	
	平成18年度	新60期	986	927	59	76
	再受験組（上記以外）		69	52	17	

（注1）旧59期までは最高裁判所より受領した情報による。旧60期以降は当連合会で再受験組とそれ以外の人数を分けて明記している。
（注2）本考試に合格できなかった者の数には、合格留保者及び病気等により考試の全部または一部を欠席した者が含まれる。
（注3）応試者数には、前の期の再受験組の人数を含む。

※日本弁護士連合会
「弁護士業務総合推進センター法的ニーズ・法曹人口調査検討ＰＴ報告書資料編」（2008年3月7日）
別表７より

（資料５）

地家裁支部の配置の見直し

〔地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則の一部を改正する規則（平成元年最高裁判所規則第５号）による。〕

１　統合された旧乙号支部（平成２年４月１日施行）

地家裁	統合庁	受入庁	地家裁	統合庁	受入庁
水　戸	常陸太田	水　戸	広　島	竹　原	呉
前　橋	中之条	前　橋		庄　原	三　次
	富　岡	高　崎	山　口	柳　井	岩　国
甲　府	鰍　沢	甲　府	岡　山	笠　岡	倉　敷
長　野	飯　山	長　野		高　梁	岡　山
	木　曾	松　本		勝　山	津　山
	大　町	松　本	松　江	木　次	松　江
新　潟	村　上	新発田	福　岡	甘　木	福　岡
	柏　崎	長　岡		吉　井	久留米
	六日町	長　岡	佐　賀	伊万里	武　雄
	糸魚川	高　田	大　分	臼　杵	大　分
京　都	峰　山	宮　津		豊後高田	中　津
神　戸	篠　山	柏　原	熊　本	三　角	熊　本
奈　良	宇　陀	葛　城		御　船	熊　本
大　津	水　口	大　津	宮　崎	高千穂	延　岡
和歌山	妙　寺	和歌山	秋　田	湯　沢	横　手
名古屋	新　城	豊　橋	青　森	鰺ヶ沢	五所川原
岐　阜	八　幡	岐　阜	函　館	寿　都	函　館
福　井	大　野	福　井	徳　島	川　島	徳　島
	小　浜	敦　賀	松　山	八幡浜	大　洲
富　山	砺　波	高　岡	統合支部　計４１庁		

２　新設された地家裁支部（平成２年４月１日後の最高裁判所規則で定める日から施行）

地家裁	庁名	地家裁	庁名
横　浜	横浜地方裁判所相模原支部 横浜家庭裁判所相模原支部	札　幌	札幌地方裁判所苫小牧支部 札幌家庭裁判所苫小牧支部

（注）　平成５年最高裁判所規則第１号（平成５年２月１日公布）により札幌地方裁判所苫小牧支部及び札幌家庭裁判所苫小牧支部が平成５年４月１日に，平成６年最高裁判所規則第１号（平成６年２月１日公布）により横浜地方裁判所相模原支部及び横浜家庭裁判所相模原支部が平成６年４月１日に，それぞれ施行（開庁）された。

簡易裁判所の配置の見直し

〔下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和６２年法律第９０号）による。〕

1　統合された簡易裁判所

（1）　昭和６３年５月１日施行分

地裁	統合庁	受入庁
東京	五日市	八王子
横浜	横浜南	横浜
	津久井	相模原
	三崎	横須賀
さいたま（旧浦和）	小川	熊谷
千葉	大原	千葉一宮
水戸	大子	水戸
	鉾田	水戸
宇都宮	今市	宇都宮
	矢板	宇都宮　大田原
	烏山	宇都宮　大田原
	足尾	宇都宮
静岡	天竜	掛川　浜松
甲府	韮崎	甲府
	小笠原	甲府
	山梨	甲府
	大月	都留
	上野原	甲府　都留
長野	屋代	上田
新潟	巻	新潟
	小千谷	長岡
	直江津	高田
大阪	都島	大阪
	東淀川	大阪
	西成	大阪
京都	京北	京都
	久美浜	京丹後（旧峰山）
	綾部	福知山
神戸	灘	神戸
	宝塚	伊丹
	三田	神戸
	相生	姫路
	山崎	龍野
	和田山	姫路　豊岡
	八鹿	豊岡　浜坂
奈良	柳生	奈良
	桜井	奈良
	十津川	五條
大津	近江八幡	東近江（旧八日市）
	米原	長浜
	木之本	長浜
和歌山	海南	和歌山
	すさみ	田辺
	本宮	新宮
名古屋	西尾張	名古屋
	愛知横須賀	半田
	西尾	安城
津	亀山	津
	鳥羽	伊勢
	大台	松阪
岐阜	関	岐阜　御嵩
金沢	羽咋	七尾
富山	八尾	富山
	朝日	魚津
	上市	富山
	氷見	高岡
	城端	砺波
	小矢部	高岡
広島	加計	可部
	千代田	可部
	因島	尾道
	甲山	尾道　三次
	油木	福山
	安芸吉田	可部　三次
山口	美東	山口
	美祢	船木
	阿東	山口　萩
	鹿野	周南（旧徳山）
	本郷	岩国
	久賀	柳井
岡山	牛窓	岡山
	備前	岡山
	井原	笠岡
	美作	津山
鳥取	岩美	鳥取
	河原	鳥取
	若桜	鳥取
	八頭	倉吉　米子
	黒坂	米子
松江	島根大田	出雲
福岡	前原	福岡
	門司	小倉
	豊前	行橋
佐賀	小城	佐賀
	白石	鹿島
	嬉子	唐津
長崎	大瀬戸	長崎　佐世保　新上五島（旧有川）
	長崎小浜	島原
大分	国東	杵築　豊後高田
	宇佐	中津
	三重	竹田　大分
熊本	矢部	御船　高森
鹿児島	大根占	鹿屋
仙台	岩出山	古川
	志津川	気仙沼
福島	二本松	福島　郡山
	三春	郡山
	須賀川	郡山
	喜多方	会津若松
山形	村山	山形
	寒河江	山形
盛岡	岩泉	宮古　久慈
青森	蟹田	青森
札幌	倶知安	岩内
函館	木古内	函館
	森	函館
	瀬棚	八雲　江差
旭川	士別	名寄
	羽幌	留萌
釧路	厚岸	釧路
	十勝池田	帯広
	広尾	帯広
	美幌	北見
	斜里	網走
高松	三木	高松
	大内	高松
	綾南	高松
高知	本山	高知
	赤岡	高知
	窪川	須崎
	宿毛	中村
松山	久万	松山
	野村	宇和島

（計１２３庁）

（2）　昭和６３年５月１日後の政令で定める日から施行した分

地裁	統合庁	受入庁	地裁	統合庁	受入庁	地裁	統合庁	受入庁
東京	新宿，台東，墨田，大森，渋谷，中野，豊島，東京北，足立，葛飾，江戸川	東京	大阪	生野 西淀川 阿倍野	大阪	名古屋	愛知中村 昭和	名古屋

（注）　平成５年政令第１３号（平成５年２月３日公布）により大阪の簡易裁判所に関する統合が平成５年４月１日に，名古屋の簡易裁判所に関する統合が同月８日に，平成６年政令第２１７号（平成６年７月１日公布）により東京の簡易裁判所に関する統合が平成６年９月１日に，それぞれ施行（開庁）された。

2　新設された簡易裁判所（昭和６３年５月１日後の政令で定める日から施行）

地裁	支部	庁名	地裁	支部	庁名
東京	八王子	町田簡易裁判所	さいたま（旧浦和）	川越	所沢簡易裁判所

（注）　平成３年政令第３３８号（平成３年１１月１日公布）により所沢簡易裁判所が平成４年１月１日に，平成８年政令第１５号（平成８年１月３１日公布）により町田簡易裁判所が平成８年４月１日に，それぞれ施行（開庁）された。

※第２２回司法シンポジウム(2008年6月22日)資料集より

（資料６）

■　司法関連予算

年度	裁判所所管歳出予算（百万円）	国家予算に占める裁判所予算の割合	国家予算歳出総計（百万円）
1999	318,406	0.389%	81,860,122
2000	318,666	0.375%	84,987,053
2001	319,785	0.387%	82,652,379
2002	317,104	0.390%	81,229,993
2003	317,831	0.389%	81,789,078
2004	315,627	0.384%	82,110,925
2005	325,949	0.397%	82,182,918
2006	333,106	0.418%	79,686,402
2007	330,394	0.399%	82,908,807
2008	327,581	0.394%	83,061,340

■司法修習生手当予算■

年度	予算額(百万円)
1999	6,082
2000	5,328
2001	5,763
2002	5,790
2003	6,387
2004	6,421
2005	7,596
2006	9,149
2007	10,030
2008	10,499

■検察審査会予算■

年度	予算額(百万円)
1999	6,076
2000	6,040
2001	6,092
2002	6,181
2003	6,094
2004	5,972
2005	5,977
2006	5,872
2007	5,807
2008	5,958

■検察庁予算■

年度	予算額(百万円)
1999	104,832
2000	105,560
2001	106,110
2002	105,665
2003	104,524
2004	103,037
2005	104,151
2006	104,041
2007	104,884
2008	105,435

■法律扶助事業費補助金■

年度	総額(百万円)
1999	910
2000	2,142
2001	2,822
2002	3,290
2003	3,489
2004	3,991
2005	4,493
2006	2,435

■日本司法支援センター運営費交付金■

年度	総額(百万円)
2006	5,980
2007	10,213
2008	10,395

【注】法律扶助事業費補助金については、2003年度までは実績で、2004年以降は予算額である。
併せて、2006年度は、上半期（４月～９月）分の予算額であり、下半期（10月～３月）分については日本司法支援センターの運営費交付金から拠出される。なお、法律扶助事業費補助金は2006年度限りの経費である。

※日本弁護士連合会作成